

無料相談

相談名	日時等	場 所	申込み・問合せ
結婚相談	1月6日(水)、10日(日)、20日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 ☎ 0778-47-3767
	1月10日(日)、21日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-45-1111
	1月7日(木)、21日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-48-2111
法律相談 (要予約)	1月12日(火) 13:00～16:00 相談員 津田 耕平 弁護士	南条保健福祉センター	社会福祉協議会南条本所 ☎ 0778-47-3767
行政相談	1月16日(土) 9:00～11:00 相談委員 井上 英之さん(金 粕)	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013

相談の際は、以下のことにご留意ください。

▪ 手指消毒・マスクの着用をお願いします。▪ お名前やご連絡先などをお聞きます。▪ 対面時間の短縮のため、相談時間を制限させていただく場合があります。▪ 扉や窓は開放したままでお聞きますので、ご了承ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」 再支給のご案内

① 支給対象者

- 令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)の支給を受けている方または申請をしている方【申請不要】

(※令和2年12月25日に振込みしています。振込みが確認できない方はお問合せください。)

- 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- 令和2年12月11日時点で、まだ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。【要申請】令和3年2月26日締切

② 支給額 1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

新ごみ処理施設へのごみの持込みについて

新ごみ処理施設の愛称が「エコクリーンセンター南越」に決定し、稼働を開始しました。燃やせるごみの持込みについては、エコクリーンセンター南越までお願いします。(旧第1清掃センター、第2清掃センターでは受入れできません。)

エコクリーンセンター南越

〈住所〉南越前町上野第85号39番地 〈受付時間〉平日 午前8時30分～午後4時30分

■ 問合せ エコクリーンセンター南越 ☎ 0778-47-2553